

学 生 各 位

理事（教育、学生担当）
飯 田 弘 之

本学における学生の海外渡航について

本学における学生の海外渡航については、新型コロナウイルスの感染状況や、それに伴う国内外の渡航制限などを踏まえ、令和4年6月9日付けの電子メールにより通知しているが、今後は外務省が発出する海外安全情報の「危険情報」及び「感染症危険情報」を踏まえ、令和5年4月1日以降出発する海外渡航については以下のとおり取り扱う。

-
- 「危険情報」及び「感染症危険情報」がレベル1以下の国・地域への渡航
→ 十分注意の上、渡航すること
 - 「危険情報」または「感染症危険情報」がレベル2の国・地域への渡航
→ 不要不急の渡航は行わないこと
 - 「危険情報」または「感染症危険情報」がレベル3以上の国・地域への渡航
→ 渡航禁止

※注意※

不要不急の渡航は行わないこととされている国・地域への渡航については、原則渡航禁止とするが、真に渡航を必要とする特段の事情がある場合は、渡航の1か月前までにその旨を学生・留学生支援課に申し出ること。なお、渡航理由によっては、研究科長及び理事（教育、学生担当）の判断により、大学として渡航を許可しない場合もありうる。

【渡航する際の遵守事項】

- ≪ 1 ≫ 必ず事前に指導教員の承認を得たうえで、以下の書類を学生・留学生支援課に提出すること。
 - ・ 日本人学生 → 「海外渡航届」
 - ・ 留学生 → 「一時出国・帰国届」※様式ダウンロード <https://www.jaist.ac.jp/studentlife/life/go-abroad.html>
- ≪ 2 ≫ 全旅行期間を対象として十分な補償が受けられる海外旅行保険又は現地の保険に必ず加入すること。
- ≪ 3 ≫ 渡航先国・地域への入国に際し、現地政府及び受入機関の定める防疫事項等について事前に十分確認するとともに、現地の法令を遵守すること。
- ≪ 4 ≫ 日本への入国に際して、日本政府の定める防疫事項・水際対策を必ず遵守すること。
- ≪ 5 ≫ 海外渡航中は非常時に備え、家族や指導教員に自分の所在を常に明らかにし、連絡を取ることのできる状態を保つこと。